規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第７条及び附属書Ｂの５（ａ）に基づくものです。

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

１　件名

食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

２　対象

食品添加物（酢酸カリウム）

３　趣旨及び目的

酢酸カリウムの添加物としての新規指定及び成分規格の設定

４　適用予定日

公布後、速やかに適用の予定

５　照会先

消費者庁　食品衛生基準審査課

〒100-8958　東京都千代田区霞が関３－１－１

TEL 03-3507-8800　内線 5240

６　意見提出期限

意見提出不可